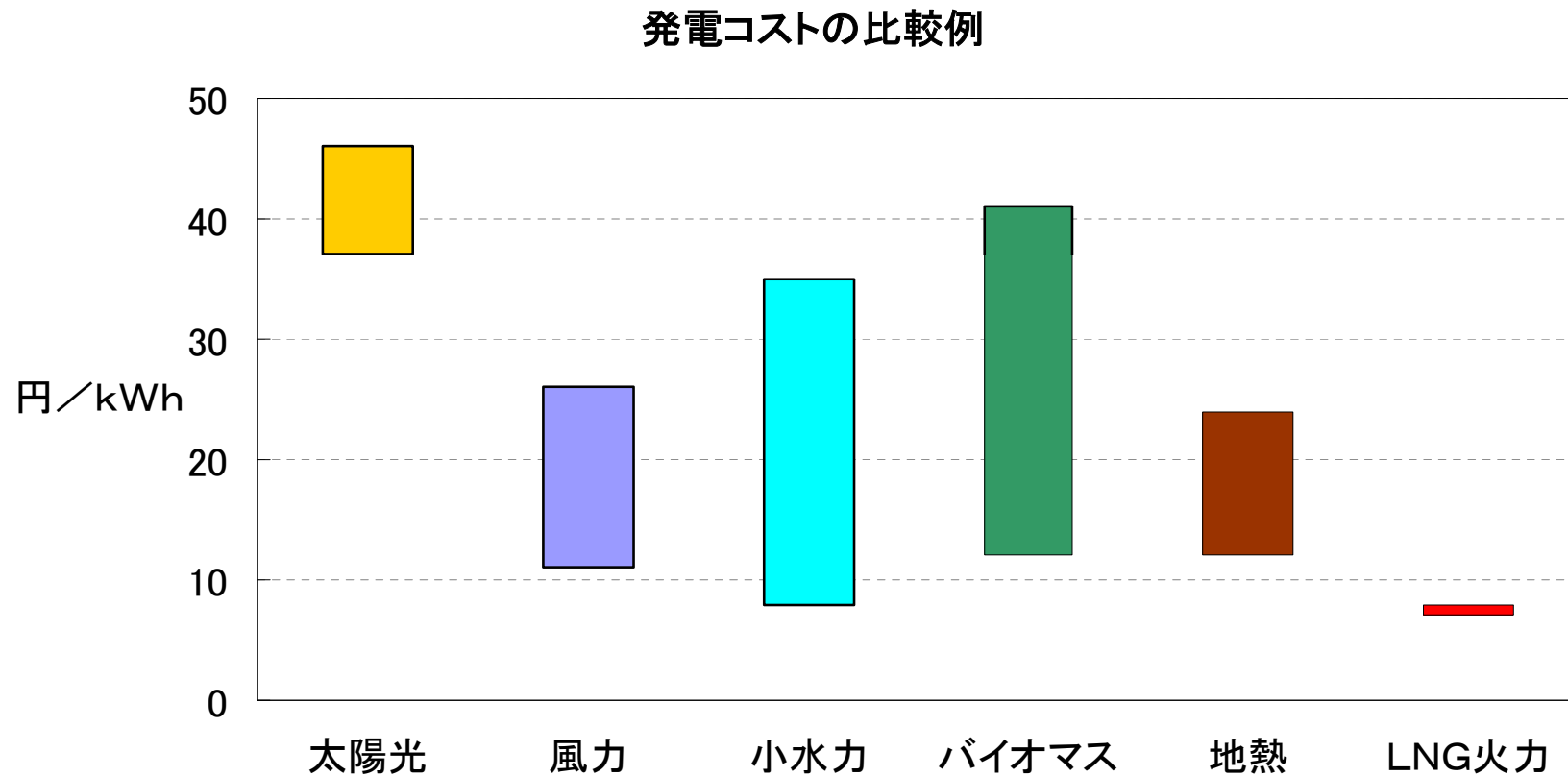
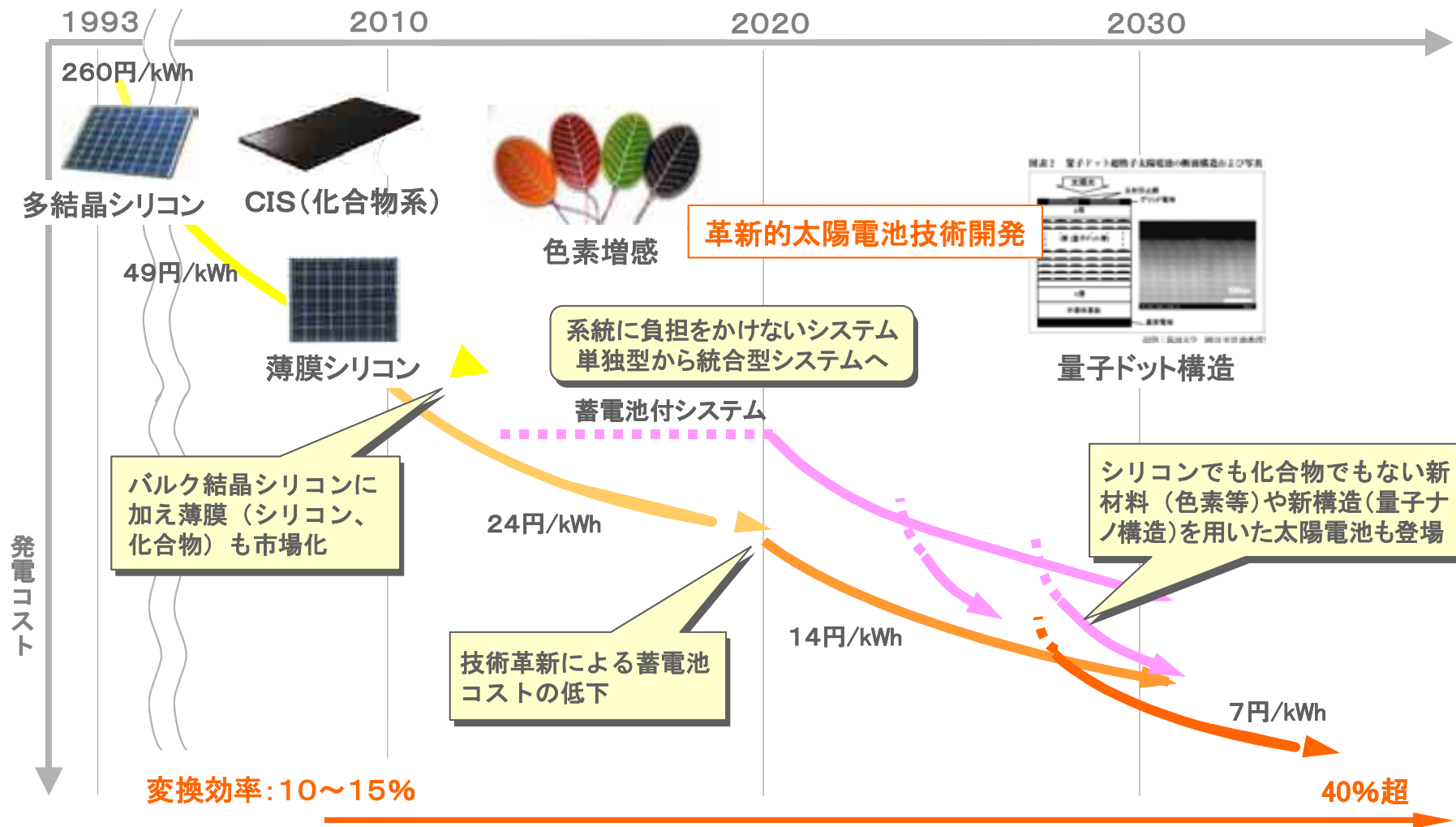


再生可能エネルギーのコスト

再生可能エネルギー（特に太陽光発電）はコストが高い。



技術革新によるコスト低減(太陽光発電の例)



出典: NEDO「2030年に向けた太陽光ロードマップ(PV2030)検討委員会報告書」2004年6月を基にMETI作成

コスト低減の当面の目標(太陽光発電の例)

- **住宅用太陽光発電**
 - 主として結晶型シリコン。
 - グリッドパリティは約24円/kWh。
- **非住宅用太陽光発電、メガソーラー**
 - 主として薄膜型。
 - グリッドパリティは14円/kWh以下。
- **その他**
 - 有機薄膜、色素増感など。

導入促進

導入支援

補助金、税制優遇、低利融資により初期費用を軽減し、需要を創出。

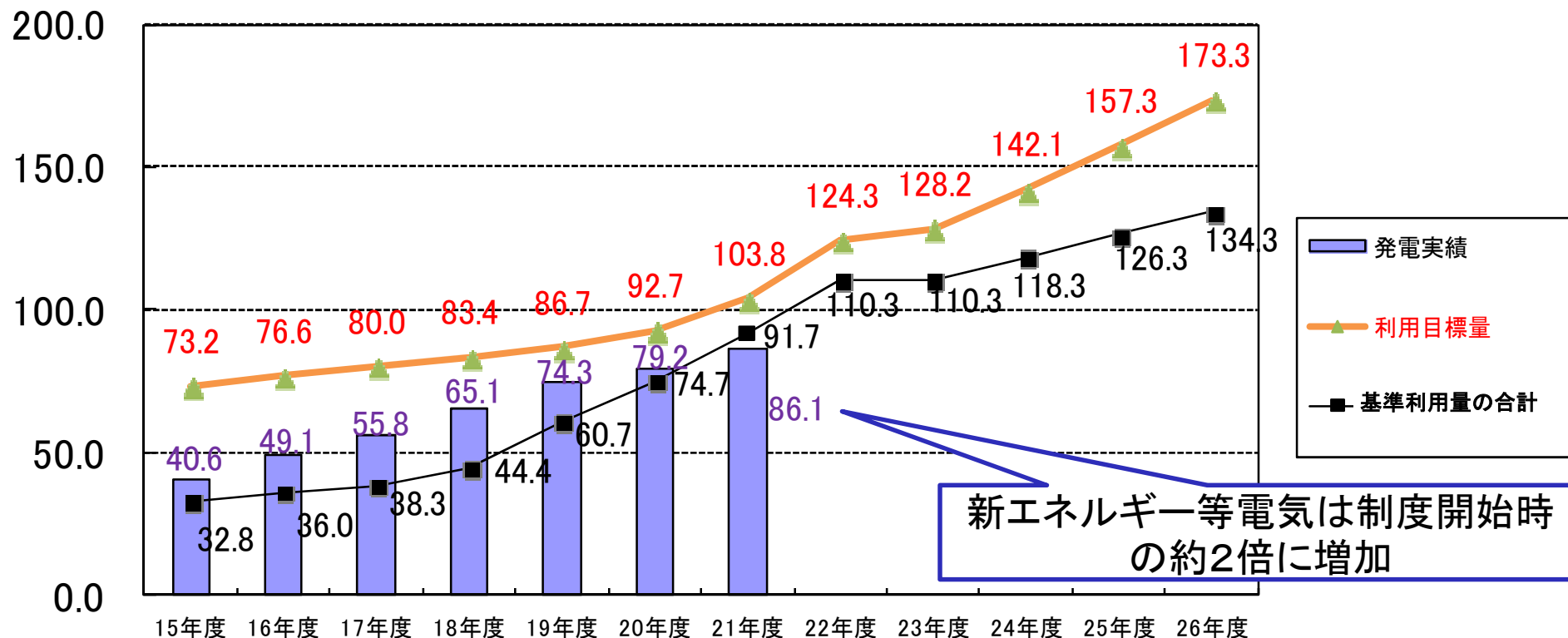
再生可能エネルギー導入支援のための補助制度・税制・融資制度(平成23年度現在)

	住宅向け	非住宅向け
補助	住宅用太陽光発電システム ○システム価格が60万円/kW以下であつて、品質保証等の要件を満たすシステムに対し、1kWあたり4.8万円を補助。	平成23年度は発電設備の新規採択なし
税制	太陽光発電システム ○以下の省エネ改修の一部に太陽光発電設備の導入を位置づけ。 ・省エネ改修減税(省エネ改修工事を行った場合、所得税額控除)	再生可能エネルギー ○7%税額控除(中小企業等)または即時償却 太陽光発電システム ○固定資産税の特例(政府の補助を受けて取得する事業用太陽光発電設備に係る固定資産税の1/3軽減)
融資		再生可能エネルギー ○中小企業に限り導入時の設備資金を日本政策金融公庫から低利融資。

RPS制度

RPS(Renewables Portfolio Standards)法によって、電気事業者(2010年度は53社)に対して、毎年度一定量の新エネルギー等電気の導入を義務付け。

(億kWh)

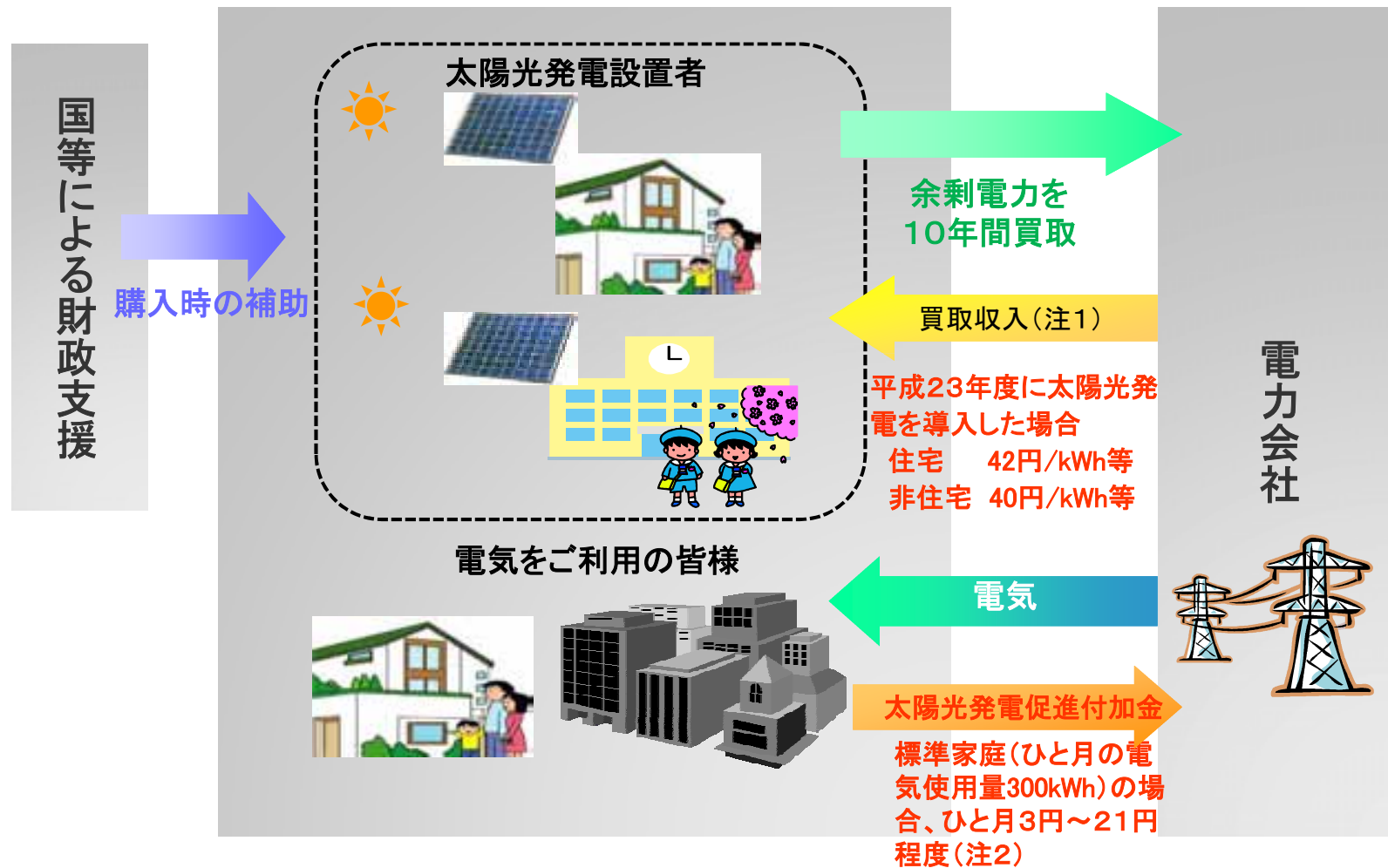


※ 平成21年度の全国総電気供給量は8,741億kWh

※ 各年度における利用目標量と基準利用量の合計が一致しないのは、RPS法付則第3条に基づく基準利用量の調整(平成15年度~平成21年度)及び余剰買取制度対象の太陽光発電設備由来の新エネ電気(特定太陽光)を基準利用量から除くための調整(平成21年度~)が行われていることによる。

太陽光発電の余剰電力買取制度

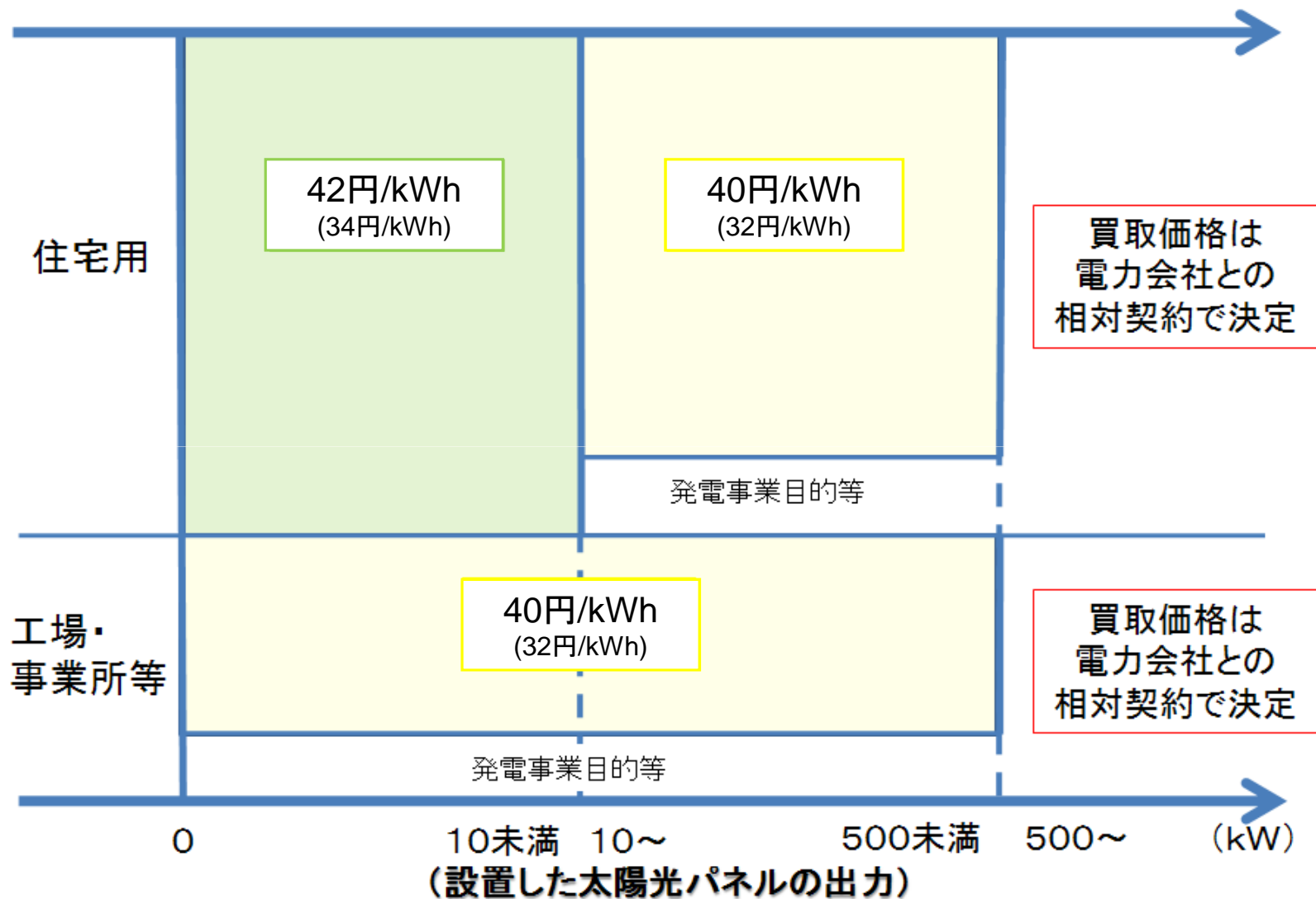
2009年11月より実施。



(注1) 非住宅用等40円/kWhは、平成23年度に新たに導入されたこと等が国の設備認定(RPS認定)等により確認された場合に限る。

(注2) 平成23年度の場合。太陽光発電促進付加金の単価は年度ごとに変わる。

平成23年度買取価格(太陽光発電の余剰電力買取制度 平成23年4月～平成24年3月)



(注) 自家発電設備等併設(いわゆる「ダブル発電」)の場合はかつこ内の買取価格が適用されます。

(注) 非住宅用等40円/kWhは、平成23年度に新たに導入されたこと及び国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないことが国の設備認定(RPS認定)により確認された場合に限りです。

平成24年4～6月の買取価格(案)について

< 平成24年1月25日付 報道発表 >

平成21年施行の太陽光発電の余剰電力買取制度について、現行価格の有効期限が本年3月末で切れるため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行される本年7月1日までの3か月間(4～6月)の買取価格(案)について、パブリックコメントを行っております(～2012年2月23日17時)。

具体的には、3か月間という短い期間の買取価格となりますので、新制度との無用の混乱を避けるため、平成23年度の買取価格を延長適用するとの案になっております。パブリックコメントの結果を踏まえ、3月中に最終確定となります。

なお、今回、提示する買取価格案は、現行制度上の価格であり、施行準備中の固定価格買取制度上の買取価格とは直接の関係はありません。

平成24年4～6月の期間中、電力会社に対し新たに買取契約の申込みを行った場合の買取価格(案)

10kW未満の住宅用	42円/kWh
※3 ダブル発電の場合	34円/kWh
非住宅用及び10kW以上の住宅用	40円/kWh
※3 ダブル発電の場合	32円/kWh
※4 22年度以前に設置された設備	24円/kWh
※4 でダブル発電の場合	20円/kWh

買取費用の回収(太陽光発電の余剰電力買取制度)

○ 太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)

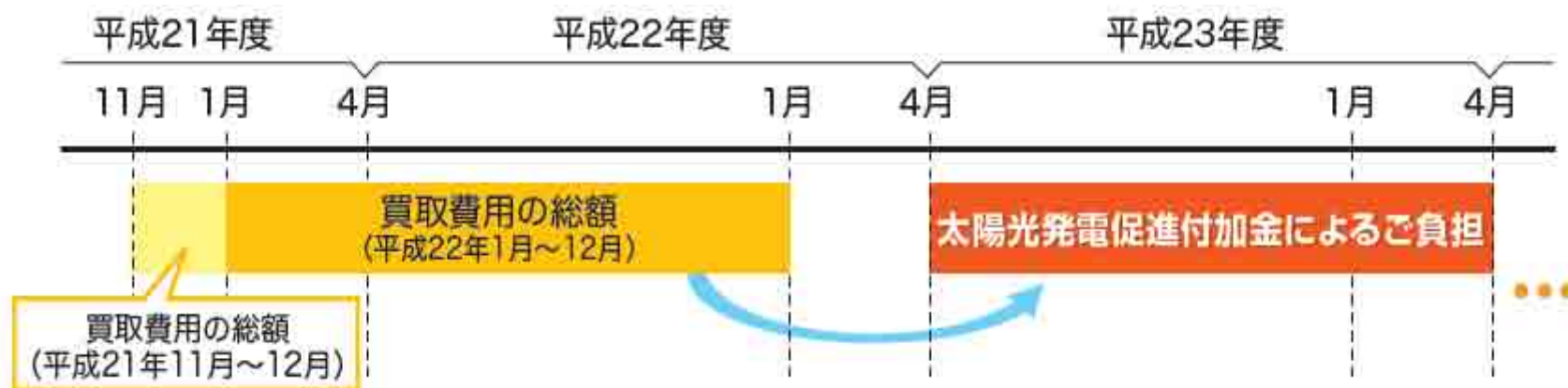
太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)単価[銭/kWh]

$$= \frac{\text{当該年の買取費用総額} - \text{当該年の回避可能費用}^{\ast} \pm \text{過去の調整分}}{\text{翌年度想定需要電力量[kWh]}}$$

※回避可能費用 太陽光発電の電気を買収することにより電力会社が節約できる燃料費等

太陽光発電促進付加金は、上記の計算式に基づき、各電力会社ごとに算出され、総合資源エネルギー調査会買取制度小委員会での審議を経て決定される。

○ 買取費用の回収時期(イメージ)



平成24年度の太陽光発電促進付加金の単価

平成24年4月分から平成25年3月分の電気料金に適用される、平成24年度の太陽光発電促進付加金の単価について、大臣告示(非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準)に定める数式等に基づき算定したところ、下記のとおりとなりました。

単価は電力会社ごとに異なりますが、1か月の電気使用量が約300kWhのご家庭の場合、ひと月の太陽光発電促進付加金は7円～45円程度となります。

電力会社名	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
23年度太陽光 発電促進付加 金単価 (税込円/kWh)	0.01	0.03	0.03	0.06	0.01	0.03	0.06	0.06	0.07	0.06
24年度太陽光 発電促進付加 金単価 (税込円/kWh)	0.03	0.04	0.06	0.11	0.04	0.05	0.11	0.13	0.15	0.11

検針票における表示例(東京電力の場合)

毎度ご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3

トウデン タロウ 様

22年10月分	ご使用期間 9月 2日~10月 3日 検針月日 10月 4日 (32日間)	ご契約種別 従量電灯B
ご使用量	290kWh	ご契約 30A
請求予定金額	X,XXX円	当月指示数 0290
(うち消費税等相当額)	XXX円	前月指示数 0000
基本料金	819円00銭	差 290
電力量料金		計器乗率(倍)
・1段料金	2,144円40銭	取替前計量値
・2段料金	3,886円20銭	計器番号(下3桁)
・燃料費調整額	-XXX円XX銭	777
太陽光促進付加金	XX円	
口座振替割引	-52円50銭	

ご参考までに昨年10月分は31日間の
ご使用で 307 kWhです。
太陽光促進付加金単価(1kWhあたり) 0銭
燃料費調整のお知らせ(1kWhあたり)

10月(当月)分	-1円35銭
11月(翌月)分	-X円XX銭
翌月分は当月分比	XX円XX銭

今月分 振替予定日 10月14日
次回検針予定日 11月 2日

地区番号 01 お客さま番号 00000-00000-1-00

検針員 分電 でんこ

お問い合わせは、下記の電話番号まで
~おかけ間違いにお気をつけください。~

お問い合わせ先/カスタマーセンター
お引越、ご契約の変更
XXXX-XXXX-XXXX
その他の電気に関するご用件
XXXX-XXXX-XXXX

東京電力株式会社
〇〇支社(000)

~CO2に関する情報等は裏面をご覧ください~

電気料金等領収証(口座振替払用)

22年 9月分	ご使用期間 8月 2日~ 9月 1日
領収金額	X,XXX円
うち消費税等相当額	XXX円
ご契約	30A
ご使用量	310kWh

トウデン タロウ 様

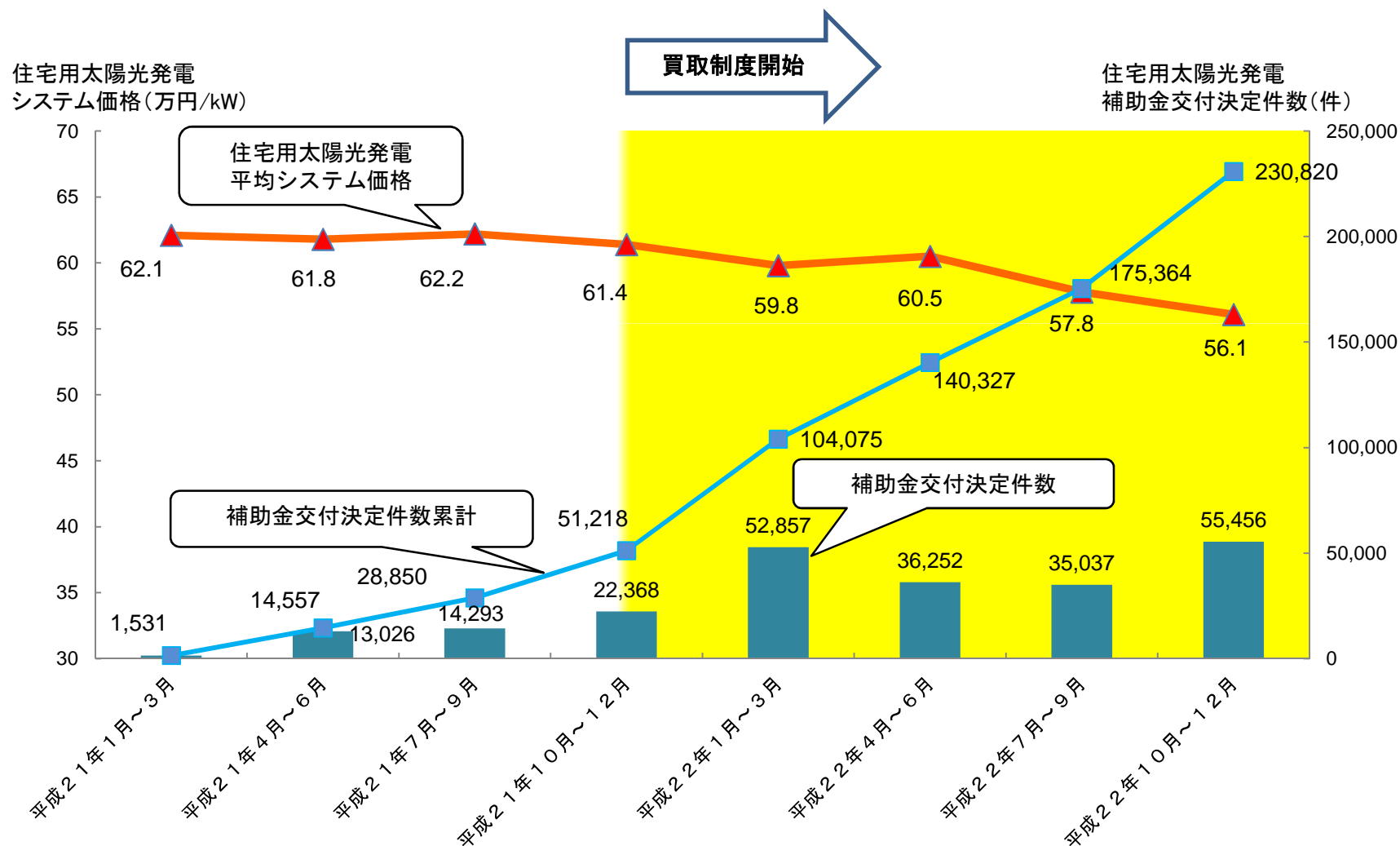
上記金額を 9月13日口座振替により
領収させて頂きました。

お客さま番号
00000-00000-1-00

東京電力株式会社
〇〇支社(000)
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越、ご契約の変更
XXXX-XXXX-XXXX
その他の電気に関するご用件
XXXX-XXXX-XXXX

住宅用補助金交付決定件数及び平均システム価格

○平成21年11月の買取制度開始時と比較して直近の実績では住宅用太陽光発電システム価格は約5万円/kW低減し、補助金交付決定件数の累計は約4倍となっている。



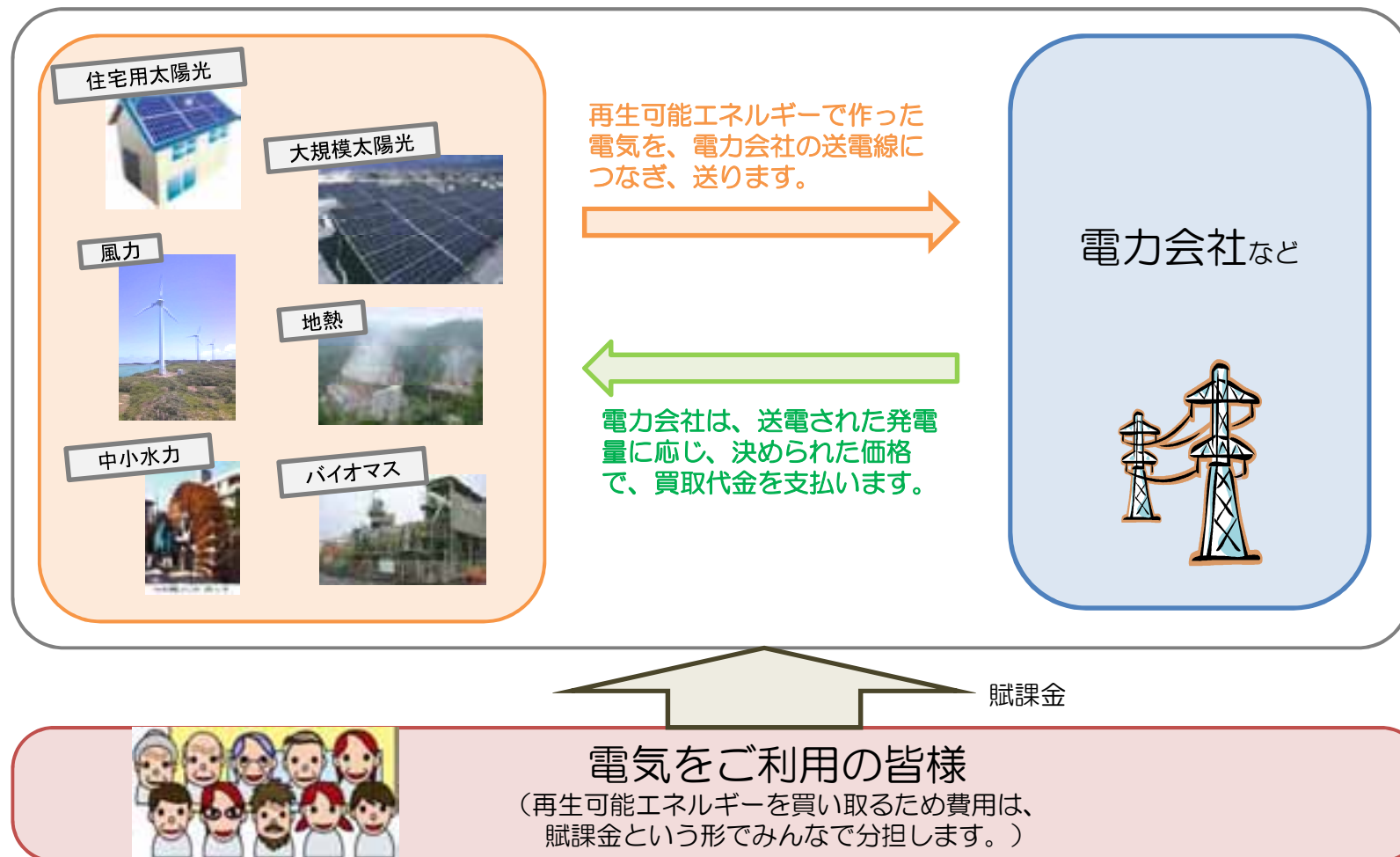
出典：太陽光発電普及拡大センターHP資料より資源エネルギー庁作成

再生可能エネルギー特別措置法

－ 2012年7月1日施行 －

再生可能エネルギー買取制度の概要について

- 本制度は、電気の利用者皆様のお力を借りて、みんなで日本の再生可能エネルギーを育てる制度です。
- 太陽光、風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で、買い取るよう義務づけます。これにより、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていきます。
- 再生可能エネルギーを買い取る費用は、全国一律になるよう賦課金という形で、使用量に応じて電気をご利用の皆様にご負担いただくこととなります。



太陽光パネルを設置したご家庭の場合(例示)

- 4kWの太陽光発電(現状約200万円程度)を設置した標準的なご家庭の場合、太陽光パネルが作った電気をご自身のご家庭で利用することで、月々の電気料金は約7000円から約3660円程度に下がります。
- 加えて、発電した電気の余り(余剰分)を売ること、9000円程度の売電収入がえられます。

設置前



電気の使用量：300kWh
電気料金：7,000円

設置後

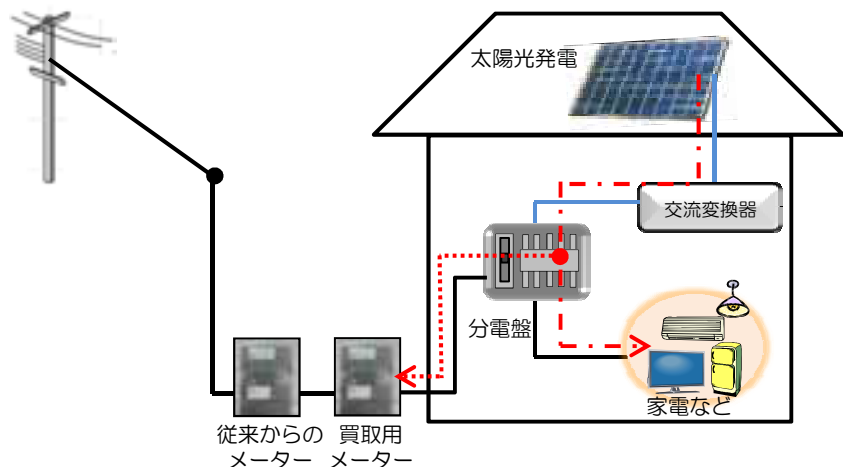


電気の使用量：157kWh
電気料金：3,660円
(うち賦課金：80円)
売電収入：9,000円

自前で発電して電気をまかなっている分、電気使用量・電気代が減ります。

自宅で使う量を上回る発電をした場合、買取制度で売電できます。

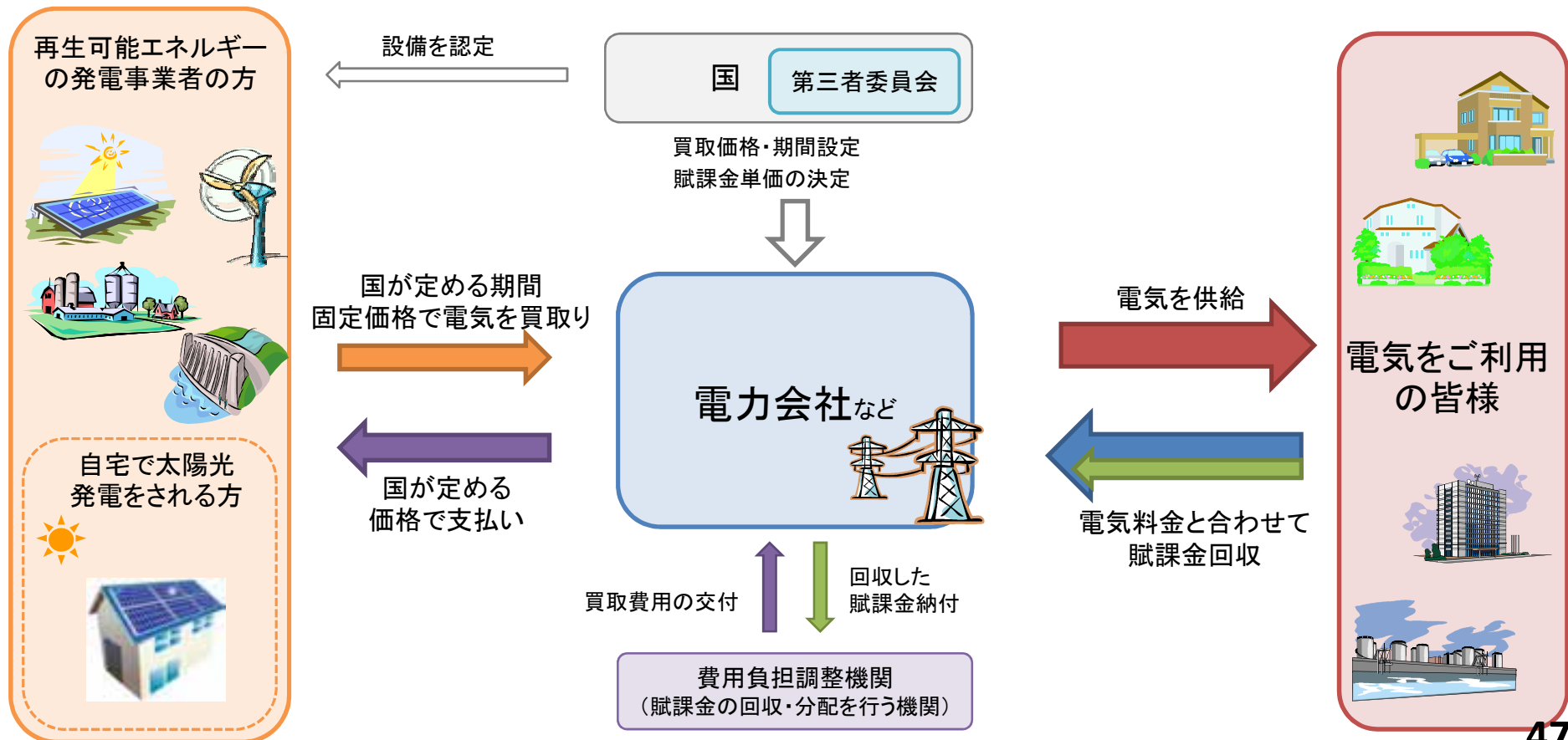
賦課金は、太陽光を設置している・していないに関わらず電気の使用量に応じてご負担いただきます。



(注)太陽光発電の設備利用率12%、売電単価は42円/kWh、余剰比率6割、一月あたりの電気使用量が300kWhで7,000円とし、太陽光発電導入後もご家庭での電気使用量は300kWhで変わらないという仮定のもと、試算しています。賦課金は、再生可能エネルギーが相当程度普及が進んだ時点での単価(0.5円/kWh)を引用しています。

再生可能エネルギー買取制度の仕組みについて

- 発電設備が国が定める要件(粗悪品でないかなど)を満たすものか確認を受けていただいた上で、決められた買取価格で電力を売電する契約を電力会社と結んでいただきます。
- 電力会社は、この契約の申し込みを、国が定めた場合を除き断ることが出来ません。電力会社は、買電した再生可能エネルギーを、電気利用者の皆様にお届けします。
- 再生可能エネルギーを買い取るための費用は、電気をご利用の皆様から、賦課金という形で頂戴します。集めた賦課金は、支払った買取費用の多寡に応じて、電力会社に分配されます。



検討経緯について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の検討経緯は、以下のとおりです。

2009年11月～ 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム
(会合5回、ヒアリング6回開催)



2010年3月 制度のオプション案提示、ホームページ上において意見募集(～2010年5月、318件)
2010年4月～ 地域フォーラム開催(全国21カ所にて説明会、意見募集を実施)



2010年7月 「制度の大枠」発表
2010年10月～ 審議会(総合資源エネルギー調査会)での詳細設計の検討開始



2010年11月～ 再生可能エネルギーシンポジウム開催(全国9カ所)
2010年12月 詳細設計に関する報告書(案)を提示、パブリックコメント募集
(～2011年1月、8840件)



2011年2月 「買取制度小委員会報告書」とりまとめ
2011年3月 法案閣議決定
2011年8月 法案可決成立(8月26日)

買取対象となる再生可能エネルギーについて

業務用

太陽光



地熱



中小水力



風力



バイオマス



- 太陽光、風力、中小水力(3万kW未満)、地熱、バイオマス(紙パルプ等の既存の用途に影響がないもの)の5種類。
- 認定設備を用いて、新たに発電を始める方。



買取対象は**発電量全量**

出典：資源エネルギー庁『日本のエネルギー2007』
新エネルギー財団『第11回新エネ大賞』等

家庭用

住宅用太陽光



- 住宅用太陽光発電等(10kW未満)
- 認定した設備を用いて発電される方

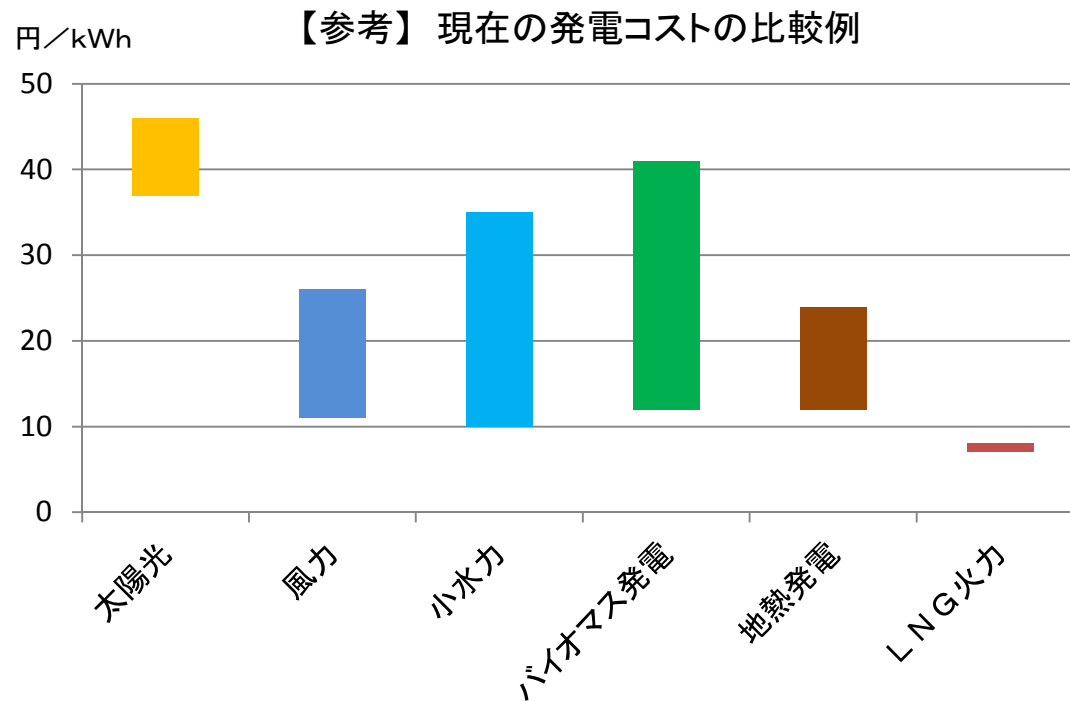
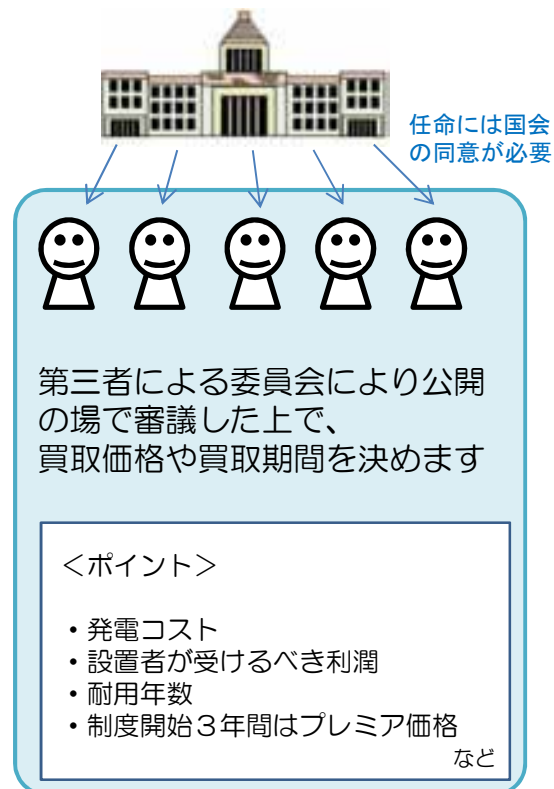


買取対象は**余剰電力**

- 現状の配線を変更する必要がなく、そのまま利用可能です。
- 節電するほど売電量が増えるので売電収入もアップします。

買取価格と買取期間について

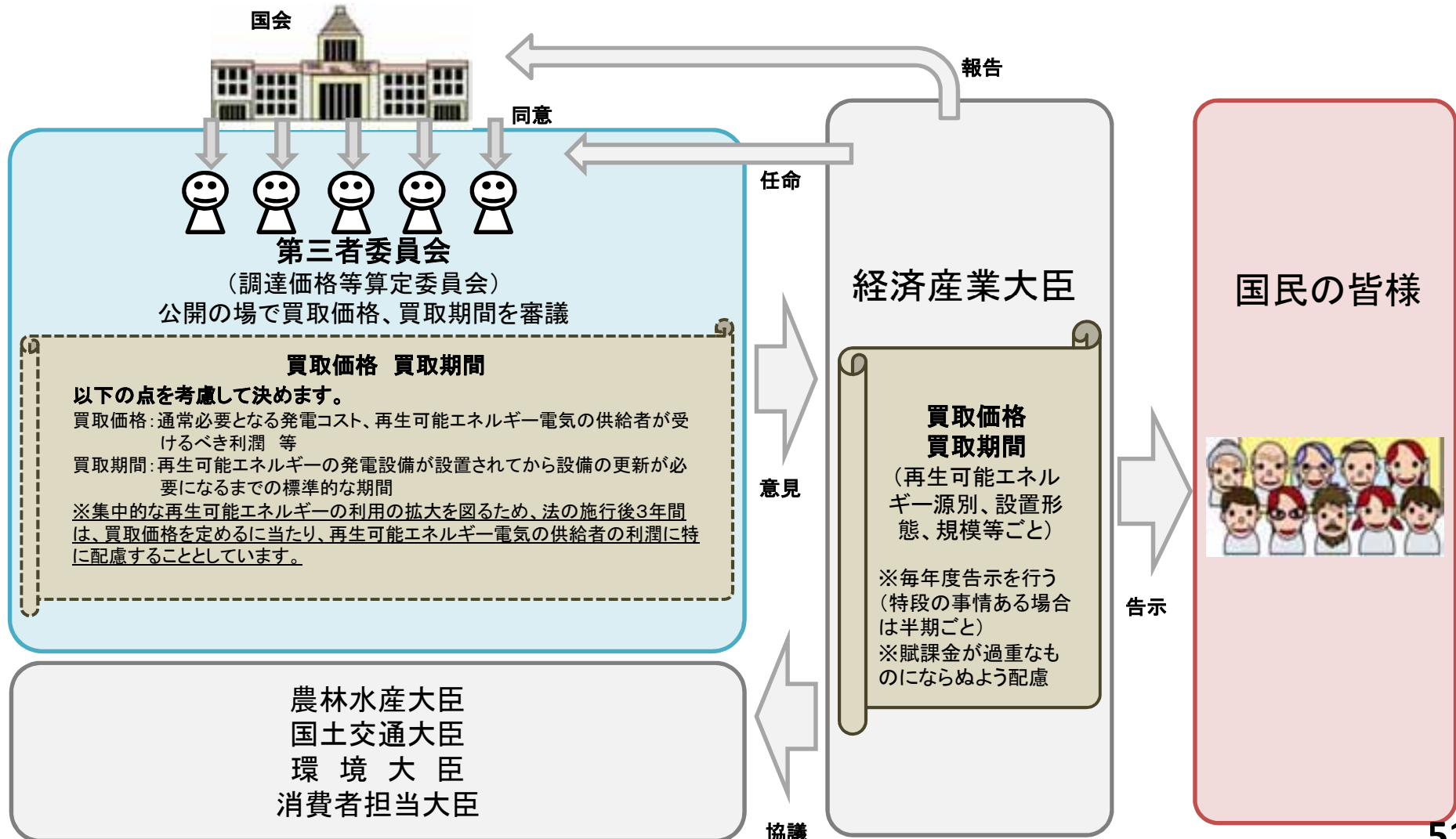
- 再生可能エネルギーの種類、設置形態、規模に応じて、毎年、買取価格や買取期間が決められます。
- 具体的には、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき決定します。



(出典)
地 熱:地熱発電に関する研究会(平成21年6月)
LNG:電気事業分科会コスト等検討小委員会(平成16年1月)

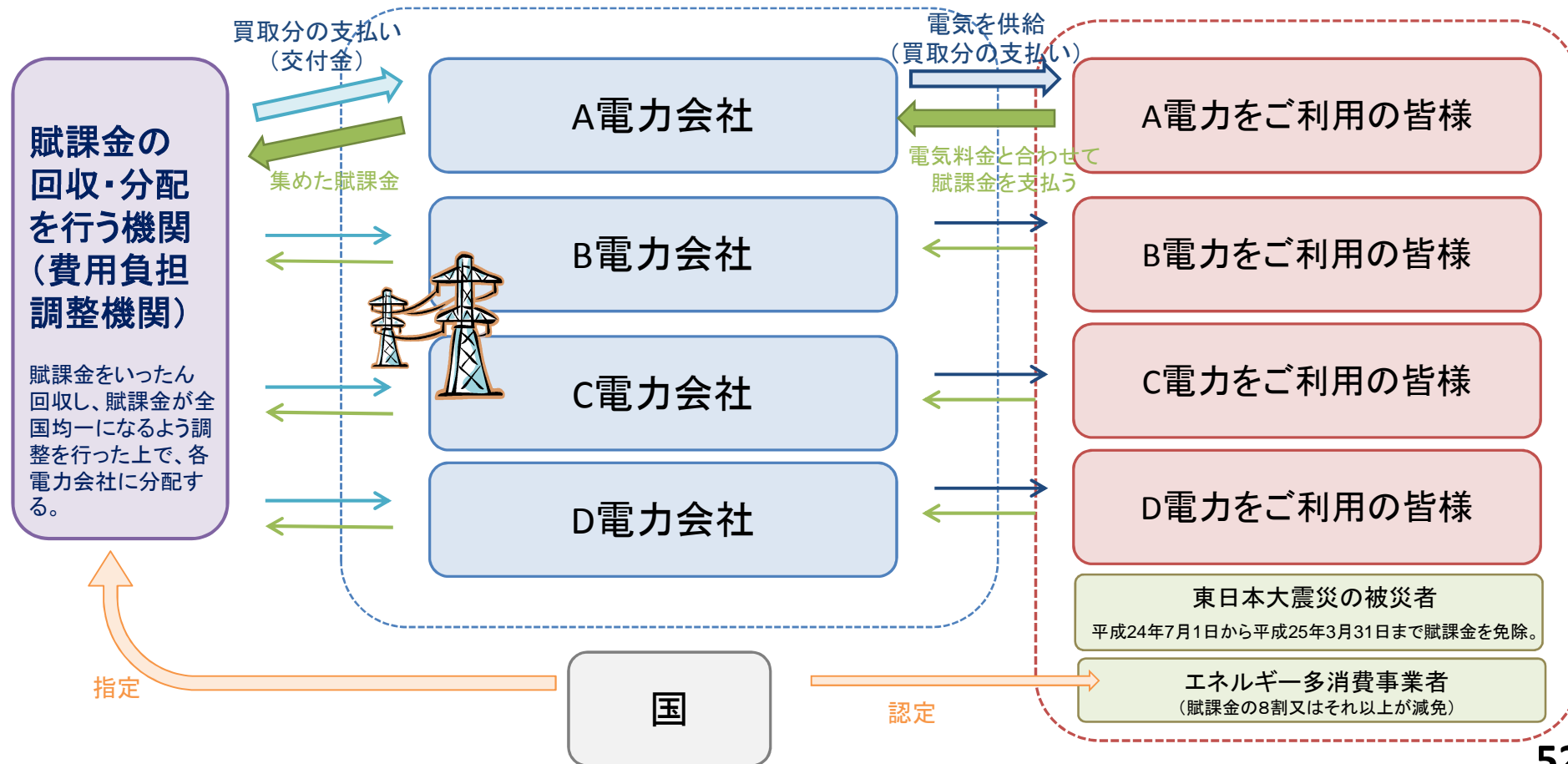
(参考) 買取価格と買取期間の定め方の詳細について

- 再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模に応じて、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。



賦課金の回収・分配について

- ご負担いただく金額(賦課金の単価)は、全国一律とします。その単価は、前年度実績を基に、国で定めます。ただし、極めて大量のエネルギーを消費(製造業の場合、製造業平均原単位の8倍以上)される事業者の方、及び東日本大震災の被災者の方については、賦課金が減免されます。
- 再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電力会社が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金というカタチで、各電力会社に渡す仕組みとしています。



現在の太陽光発電の余剰電力買取制度との関係について

- 太陽光発電設備については、既に余剰電力買取制度が導入されていますが、この制度に基づいて買取が行われているものは、新たに導入される再生可能エネルギー買取制度の下で引き続き買取が継続されます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

太陽光発電の余剰電力買取制度(実施中)

住宅用太陽光



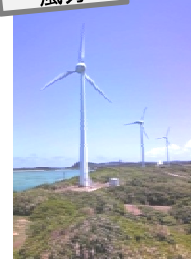
他の再生可能エネルギーに対象を拡大
発電量全量が買取対象



大規模太陽光



風力



中小水力



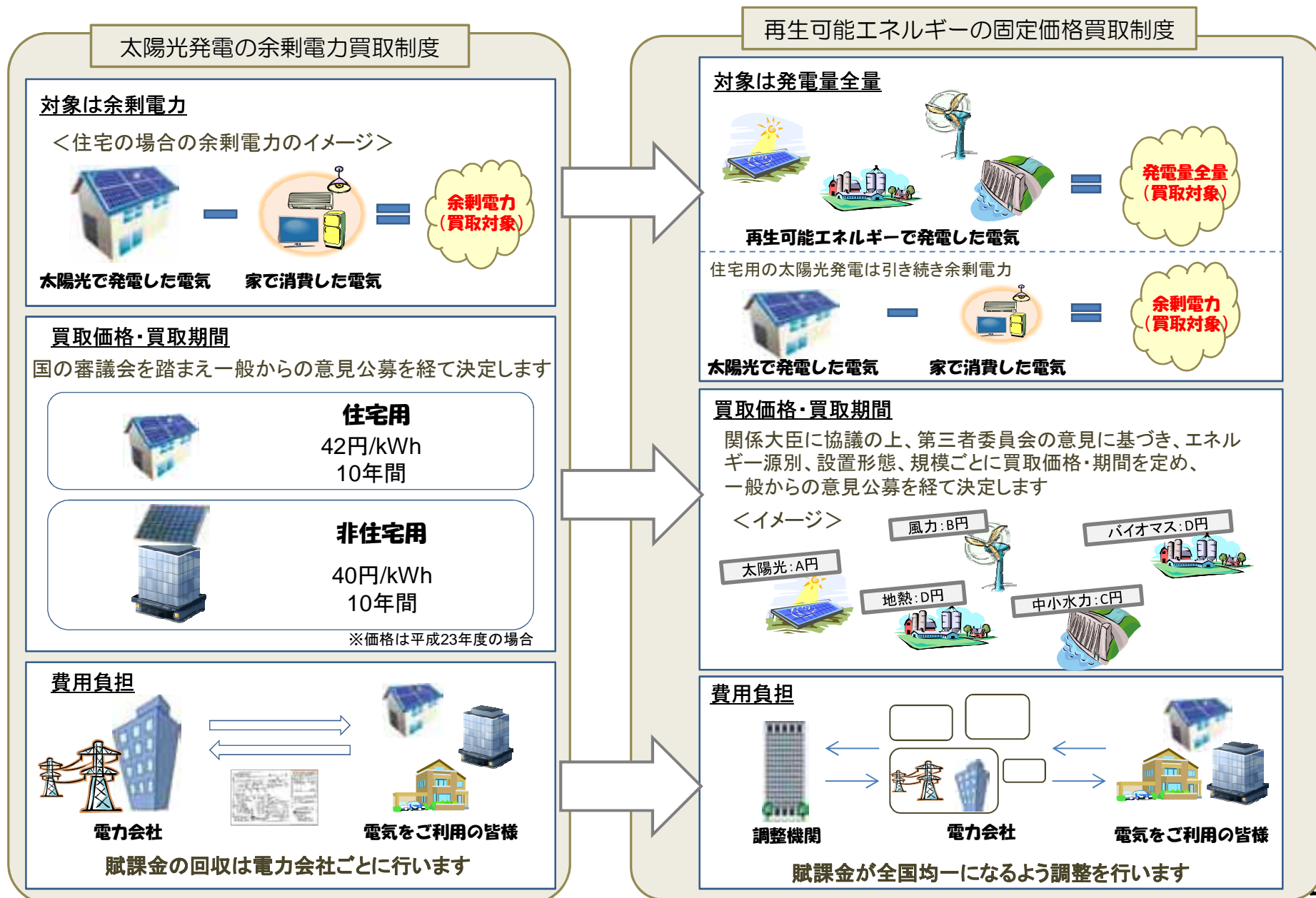
バイオマス



地熱

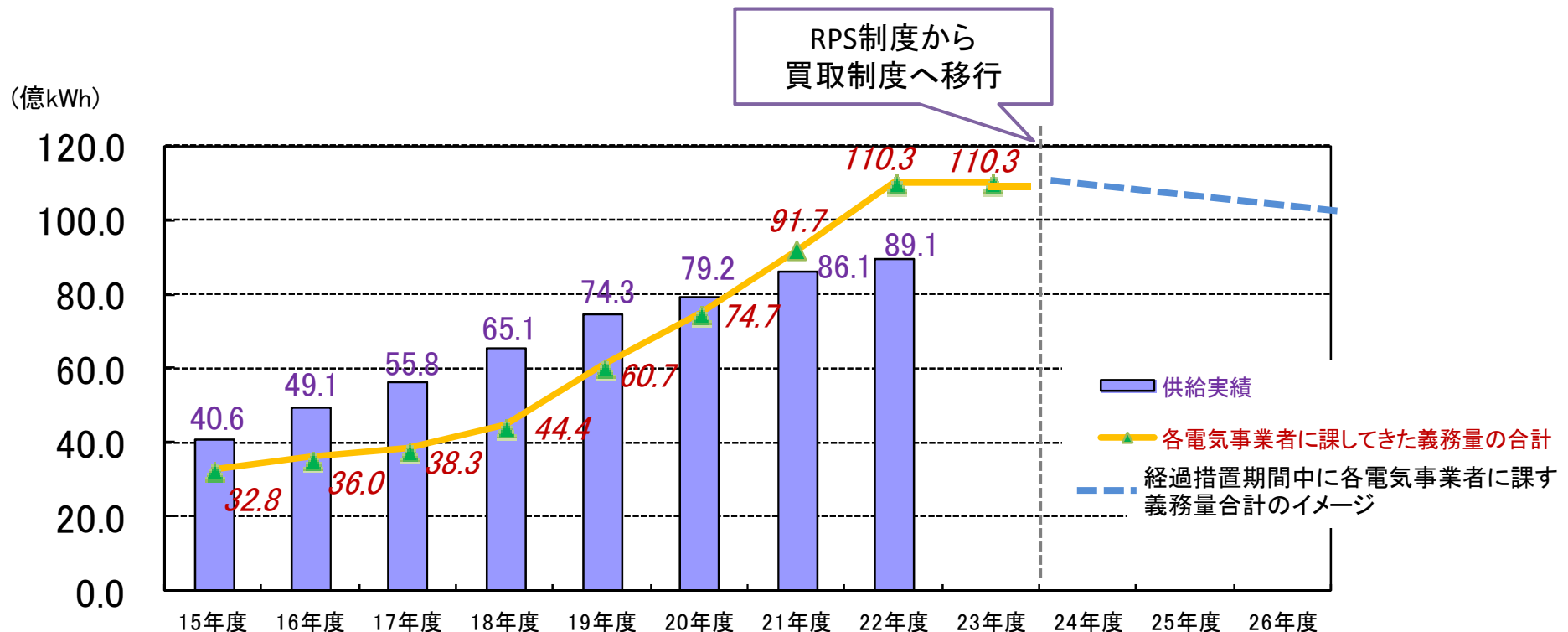


(参考) 太陽光発電の余剰電力買取制度との違いについて



既設の再生可能エネルギー発電設備の取扱いについて

- 事業用の再生可能エネルギー発電設備については、既に、2003年に導入された、電力会社などに対し一定量の再生可能エネルギーの調達を義務付けるRPS制度の対象となっています。RPS制度は、これまでの我が国の再生可能エネルギーの拡大に大きく貢献してきました。
- 新たな再生可能エネルギーの買取制度は、これから設置される設備が対象です。約1400件ある既設の発電設備については、引き続き、RPS法の下、同様の環境で事業を行うことができます。



※ 平成21年度の全国総電気供給量は8,741億kWh（資源エネルギー庁「電力調査統計」）

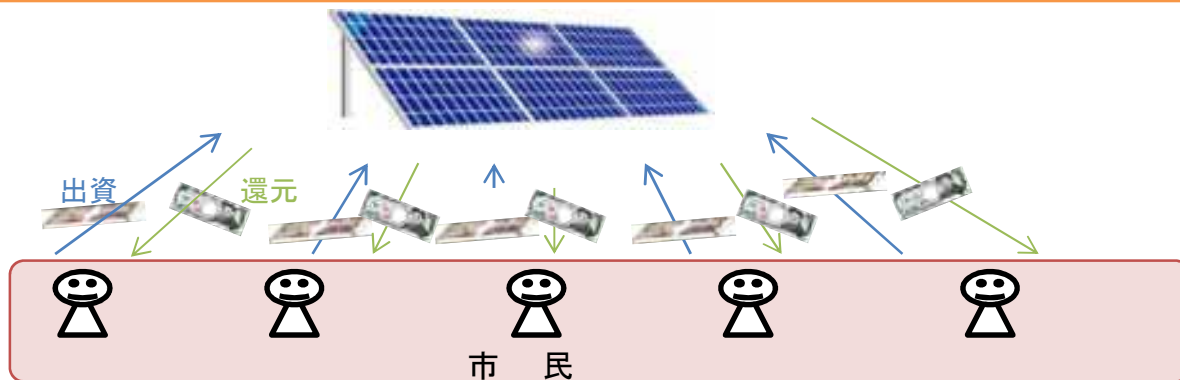
地域でのこれまでの再生可能エネルギーの取組例

- 地域における再生可能エネルギーの導入事例としては、下記にあるような市民ファンド等が行う発電設備の設置の取組等があります。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されると、今後新たに出てくるこうした取組等を、固定価格での買取りによって、支援します。
- こうした地域の様々な創意工夫を促し、それぞれの特長を活かした取組の進展を期待しています。

取組例：太陽光

<南信州おひさまファンド>

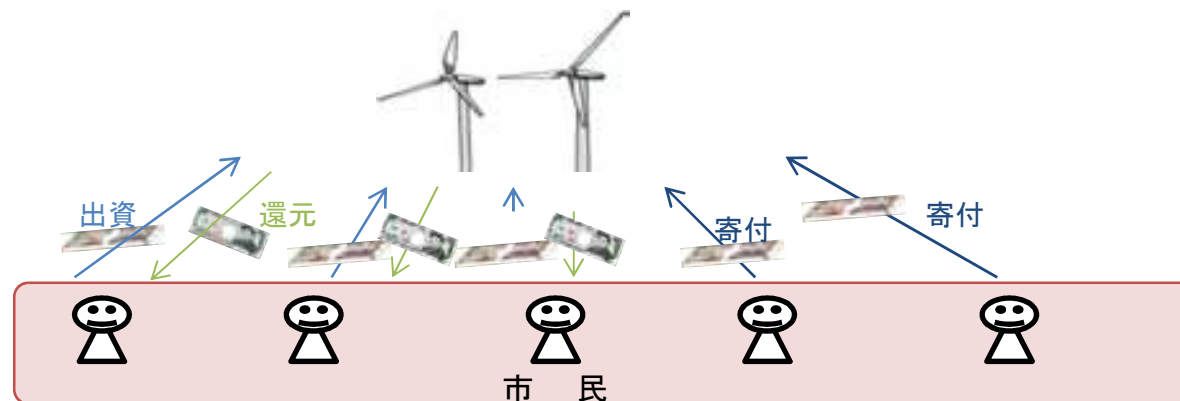
市民から一口10万円からの出資を集め、地域の保育園や介護施設等160か所以上に太陽光発電を設置し、売電収入を出資者に還元する仕組みが確立している。



取組例：風力

<北海道グリーンファンド>

寄付に加えて市民からの出資により、2001年に北海道浜頓別町に風力発電を建設。総事業費の8割が市民からの出資。2003年には秋田県で2基目を建設。青森県では、初めての市民風車の建設に協力。



お問い合わせ先

再生可能エネルギーに関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

ツイッターでの発信も行っておりますので是非ご利用いただければと思います。

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>

買取制度

検索



買取制度についてのお尋ねは、
資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室まで

03-3501-1511

内線4455~4458